

「俺についてこい！」地域貢献商品券利用店募集要領

日向商工会議所「俺についてこい！」地域貢献商品券発行事業では、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した飲食店等の支援として、「俺についてこい！」地域貢献商品券（以下「商品券」）を発行することに伴い、商品券の取扱利用店を募集する。

1 登録資格

(1) 登録事業者

商品券の取扱利用店として登録できるものは、日向商工会議所の会員事業所で、飲食店等の事業を営み、且つ店舗を有する事業者。

(2) 申し込み方法

前項の事業者で利用登録を希望する者は、利用店登録申込書兼誓約書（別紙様式1）、口座振込依頼書（別紙様式4）及び口座の分かる書類を日向商工会議所（以下、「事務局」）まで提出し、登録の申し込みを行う。

2 登録

事務局は、1－(2)の申し込みがあったときは、当該利用登録に係わる登録資格の確認を行った上、登録の申し込みを受理し、利用店登録証明書（別紙様式2）を発行する。

3 商品券の取り扱い

(1) 取扱対象

利用登録事業者は、商品券を持参した消費者に対し令和2年6月2日から令和2年11月30日までの期間に限り、券面記載額に相当する商品の販売もしくは役務の提供(以下「取引」)を行う。

(2) つり銭

券面記載の金額に満たない取引の場合でも、つり銭は支払わないものとする。

4 利用登録事業者の責務

利用登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務局が配布する商品券取扱いポスター等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券が偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事案を速やかに事務局に連絡すること。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流通を防止するため、券裏面に自らの記名押印または署名すること。
- (4) 登録店が受け取った商品券を他の登録店で使用するなど二次的な使用はしないこと。
- (5) 受け取った商品券の盗難・紛失等は利用店の責任となるので、保管等には十分に注意すること。
- (6) 利用者への感染防止対策を徹底すること。
- (7) 領収書を発行する際には、商品券の使用金額を内訳に記載すること。
- (8) その他、本要領に定めのない事項については事務局に確認し、その指示に従うこと。

5 誓約書

利用登録事業者になろうとする事業所は、利用店登録申込書兼誓約書（別紙様式1）に署名捺印をし、不正な取り扱いを行わない旨誓約しなければならない。

6 換金

前条の取引により商品券を受け取った利用登録事業者は、換金を申し出る事ができるが、その方法は次の通りとする。

- (1) 商品券の換金を受けようとする利用登録事業者は、商品券換金請求書（別紙様式3）を事務局に提出する。
- (2) 前項の提出時には、当該請求依頼に係る商品券の裏側に取扱店名を記名押印し、合わせて利用店登録証明書を提示すること。
- (3) 事務局は、当該請求に係わる商品券に記載された金額に寄付金20%を加算し、送金手数料差引後の金額を指定口座（別紙様式4）に振り込むこととする。振込については翌日以降の支払とする。（但し祝日等は除く）振込元の金融機関は宮崎銀行日向支店とする。
- (4) 換金請求は、令和2年6月15日（月）から令和2年12月25日（金）までの毎週火曜・木曜の午前9時から午後5時までの期間とする。（但し祝日等は除く）
- (5) 前項の期間を過ぎての換金は出来ないものとする。

7 交換・譲渡及び売買、換金目的での購入の禁止

- (1) 利用登録事業者は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (2) 利用登録事業者は、換金目的での商品券の購入は、不可とする。

8 登録の取り消しと損害賠償

事務局は、利用登録事業者がこの要領の各事項に違反するときは、当該取扱いに係わる登録を取り消すことができる。なお、その場合はその内容を公表する。また、事務局は、その不正な行為により損害が生じた場合は損害の賠償請求を行う。

(問い合わせ先)

日向商工会議所

〒883-0044 日向市上町3番15号

電話 0982-52-5131 FAX 0982-52-1133